

別添

水道水質管理計画作成要領

水道水質管理計画に記載すべき事項及びその内容は次のとおりとする。

1. 基本方針

水道事業者等の水道水質に係る管理の状況を踏まえたうえで、水質検査及び水質監視に係る体制、検査施設の整備等についての基本方針を記述すること。

また、検査施設を有する水道事業者等、地方公共団体の検査機関、厚生大臣の指定検査機関の名称と所在位置を、概要図に明らかにすること。

〔水道水質に係る管理の状況に係る概要図〕

2. 水質検査

(1) 水質検査の実施主体

水質検査の実施主体について、市町村毎に様式—1～2により記入すること。

《様式—1》現在の検査体制（平成4年度）

市町村名	水道事業者等	検 査 内 容					備 考
		自 己	共 同		委 託		
			名 称		名 称		

備考：①自己検査：水道事業者等が自ら水質検査を行うこと。

共同検査：複数の水道事業者等が共同で水質検査を行うこと。

委託検査：水道事業者等が、地方公共団体の検査機関等に水質検査を委託すること。

②検査内容の欄には、水質検査の実施主体別に、それぞれの検査項目について、以下のA～Dにより記入すること。

A：pH値、味、臭気、色度、濁度等

B：吸光光度計、フレイムレス—原子吸光光度計により測定する項目

C：一般有機化学物質等のパージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計により測定する項目

D：農薬類等の高速液体クロマトグラフにより測定する項目

《様式—2》（中間）目標年次の検査体制（平成 年度）

市町村名	水道事業者等	検 査 内 容					備 考
		自 己	共 同		委 託		
			名 称		名 称		

備考：記入については様式—1によること。

(2) 水質検査施設の整備

水質検査施設の整備について、様式―3～4により記入すること。

《様式―3》現在の検査施設（平成4年度）

水道事業者等 検査機関	整 備 状 況				備 考
	A	B	C	D	

備考：①水道事業者等検査機関には、共同検査センター、地方公共団体の検査機関及び厚生大臣の指定検査機関を含むこと。

②整備状況の欄には、以下のA～Dの機器の整備状況に応じて、各欄に○印で記入すること。

A：毎日検査に必要な機器

B：吸光光度計、フレイムレス―原子吸光光度計

C：パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ―質量分析計

D：高速液体クロマトグラフ

③備考には、共同検査センターの場合の構成団体等を適宜記入すること。

《様式―4》（中間）目標年次の検査施設の整備計画（平成 年度）

水道事業者等 検査機関	整 備 状 況				備 考
	A	B	C	D	

備考：整備計画の記入については様式―3によること。

3. 水質監視

(1) 水質監視地点

水質監視地点は、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に必ず設定することとし、概略図で明らかにすること。なお、概略図には、主要な水道水源、主要な取水地点、主要な浄水場、水質監視地点を必ず明記することとし、(中間) 目標年次において水質監視地点をさらに増加させる計画があれば、それについても記すこと。

[水質監視地点の概略図]

(2) 水質監視の実施主体

水質監視の実施主体について、様式—5により記入すること。

《様式—5》水質監視の実施主体

水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	頻 度	水質監視実施項目	備 考

備考：①頻度については、例えば「年に4回程度」のように記入すること。

②水質監視の実施主体と検査実施者が異なる場合には、備考欄にその旨を記入すること。

③水質監視実施項目のうち消毒副生成物については、水質監視地点に係る浄水について水質監視を行うこととし、浄水場の出口等その地点名を備考に記入すること。

④水質監視実施項目は、監視項目 26 項目のほか、アンモニア性窒素、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、紫外線 (UV) 吸光度、全有機炭素 (TOC)、浮遊物質 (SS)、侵食性遊離炭酸、全窒素、全りん、トリハロメタン生成能、生物及びゴルフ場使用農薬等のうち、地域の実情に応じて必要となる項目を記入すること。

4. その他の事項

次の各項目について記述すること。

(1) 連絡調整体制に関する基本方針

計画の円滑な実施のための水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等からなる体系的・組織的な連絡調整体制に関する基本方針を記述すること。

(2) 検査担当者の技術向上に関する計画

水質検査及び水質監視が適切に行われるよう、水質検査に係る講習会の実施等検査担当者の技術向上に関する計画を記述すること。

(3) 精度管理の実施に関する計画

精度管理用標準サンプルの供給を含め、精度管理業務の実施体制の充実、整備に関する計画を記述すること。

(4) その他

適切な浄水管理の実施等について具体的な計画がある場合は、その対応方針を記述すること。